亀山市樹木等粉砕機貸出要領

（趣旨）

第１条　この要領は、みえ森と緑の県民税市町交付金事業により導入した樹木等粉砕機（以下「粉砕機」という。）の貸出し及び管理に関し必要な事項を定め、市内における暮らしに身近な里山・竹林環境整備活動を支援することにより、民家周辺の生活環境の向上、及び里山・竹林の再生が促進される。

（貸出対象）

第２条　粉砕機の貸出しを受けることができるものは、市内に所在する営利を目的としない地域まちづくり協議会、自治会又は森林保全任意団体等で市内での暮らしに身近な里山・竹林整備活動を行うものとする。

（使用申請）

第３条　貸出対象団体は、貸出を希望する日の２週間前までに、亀山市樹木等粉砕機使用許可申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

（使用許可）

第４条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査したうえで使用の可否を決定し、亀山市樹木等粉砕機使用許可（不許可）決定通知書（様式第２号）により当該申請をした団体等に通知するものとする。

（使用団体の責務）

第５条　前条の規定による使用の許可をされた団体（以下「使用団体」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）　粉砕機の貸出期間は、貸出し日を含め1ヶ月以内とする。ただし返却日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日を返却日とする。

（２）　市内の土地又は施設等の維持管理その他の活動で発生した樹木等（直径１２０ミリメートル以内のものに限る。）に限り、使用すること。

（３）　粉砕後の樹木等については、市内の一般廃棄物としてごみ集積所及び総合環境

センターへ排出しないこと。

（４）　貸出期間中は、粉砕機が盗難及び雨等による被害を避けるため、適正に管理すること。

（５）　粉砕機の運搬は、使用団体が責任を持って行うこと。

（６）　粉砕機を初めて使用する際には、農林振興課農林政策グループが実施する実技講習を受けること。又、粉砕機を使用する際、使用上の注意事項を遵守し、ヘルメット等を着用し、安全に十分配慮すること。

（７）　粉砕機の使用中に異常を感知したときは、直ちに使用を中止して農林振興課農林政策グループに連絡すること。

（使用期間の延長）

第６条　使用団体は、天候の不順、作業の遅延等によりやむを得ない事由がある場合は、使用期間延長申請書（様式第３号）により、１回に限り、１週間を限度として使用期間の延長を申し出ることができる。

（使用延長の許可）

第７条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査したうえで延長使用の許可の可否を決定し、亀山市樹木等粉砕機使用許可（不許可）決定通知書（様式第2号）により当該申請をした団体に通知するものとする。

（使用の取消）

第８条　市長は、使用団体が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該粉砕機の使用許可を取り消すことができる。

（１）　粉砕機を第三者に使用させた場合

（２）　粉砕機を使用して営利を目的とする事業を行った場合

（３）　粉砕機の処理能力を超えて使用して破損した場合

（４）　粉砕後の樹木等を違法に投棄した場合

（使用料）

第９条 粉砕機の使用料は、無料とする。

（事故）

第１０条　粉砕機を貸与中に事故が発生した場合については、使用団体において一切の責任を負うものとし、速やかに産業環境部農林振興課農林政策グループに連絡しなければならない。

（粉砕機の補償）

第１１条　使用団体の責めに帰すべき事由により、粉砕機をき損又は亡失させた場合には、使用団体の責任においてこれを修復又は弁償しなければならない。

（粉砕機の返還）

第１２条　粉砕機の使用を終了したときは、粉砕機の清掃及び点検を行い、燃料を補充した後、市が指定した場所へ返却するものとする。

（実績報告）

第１３条　使用団体は、粉砕機の使用を終了したときは、亀山市樹木等粉砕機使用実績報告書（様式第４号）を市長に提出しなければならない。

（粉砕機の管理）

第１４条　粉砕機の管理は、産業環境部農林振興課農林政策グループが行う。

（免責）

第１５条　粉砕機の故障により、貸出対象団体及び使用団体が粉砕機を使用できないことに関連して生ずる損害について、市は、一切の責任を負わないものとする。

（その他）

第１６条　この要領に定めるもののほか, 必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要領は、令和元年５月２１日から施行する。